

あなたの所有する遊休地などを登録しませんか

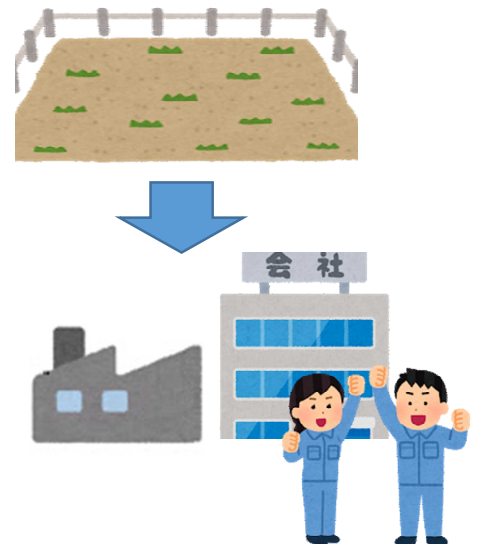
企業誘致用地等登録制度のご案内

町民の皆さんなどから用地情報を提供いただき、町内の遊休地や空き工場などを所有者の同意の上で登録し、企業立地用地等として、横芝光町内に立地を希望する企業に紹介することで、企業誘致を促進し雇用創出を推進していくことを目的としています。

●制度の流れ(※詳しくは裏面をご確認ください。)

1. 所有する物件の情報を町に登録します。
2. 立地を希望する企業は、町に申し出を行います。
3. 物件の所有者に、企業から申し出があったことを連絡します。
4. 所有者と企業が交渉を行います。

(※物件の売買、賃貸などの交渉に町は関与しません。)



●登録できる要件

1. 法令による土地利用の規制が適用されていないこと。
2. 土地については、1,000 ㎡以上の一団の土地で主要な道路に接続していること。
3. 工場、事務所等の建物については一棟の延床面積が 100 ㎡以上で、敷地が主要な道路に接続していること。
4. 地上権、抵当権その他所有権以外の権利の設定等が行われていないこと、また設定されている場合でも、売買若しくは賃貸契約の時までに抹消されることが確実であること。
5. 土地の境界及び建物の所有区分が明確で、所有権の権利の帰属に争いが無いこと。
6. 宅地建物取引業者に物件の売却または賃貸の媒介または代理を依頼している場合は、業者との契約に違反するものではないこと。

※登録には申請が必要です。

詳しくは町ホームページをご覧ください。町産業課・経済班へお問い合わせください。

お問合せ 横芝光町・産業課・経済班 電話 0479-84-1215